

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ミャンマー	ペンダレー外国語大学日本語学習 習機材整備計画のための贈与に 関する日本国政府とミャンマー 連邦政府との間の交換公文	ペンダレー外国語大学日本語学 習機材整備計画を 実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	42,500千円 H19.3.23まで	H18.3.24 ヤンゴン で (同日)	日本側 小田野展丈在ミヤ ンマー大使 ミヤ・ウー ミャンマー側 教育部(上ミ ヤンマー)局長	H18.4.6 192号
ミャンマー	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とミャン マー連邦政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するに必要 な 1. 学生(平成十九年度に来日するもの)に日本国内の 高等教育機関において学術的な機会を与えるために 必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	408,000千円 (H18年度 37,000千円) H19.3.31まで (H19年度 184,000千円) H20.3.31まで (H20年度 110,000千円) H21.3.31まで (H21年度 77,000千円) H22.3.31まで	H18.7.28 ネービー ボーで (同日)	日本側 小田野展丈在ミヤ ンマー大使 ミャンマー側 経済開発大臣	H18.8.14 479号
ミャンマー	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とミャン マー連邦政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要 な 1. 学生(平成十六年度以前に来日したもの)に日本国 内の高等教育機関において学術的な機会を与えるた めに必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	21,000千円 H19.3.31まで	H18.7.28 ネービー ボーで (同日)	日本側 小田野展丈在ミヤ ンマー大使 ミャンマー側 経済開発大臣	H18.8.14 480号
ミャンマー	中央乾燥地植林計画のための贈 与に関する日本国政府とミャン マー連邦政府との間の交換公文	中央乾燥地植林計画を実施するために必要 な 1. 植林及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の 供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 森林管理計画の作成への協力を含む植林の指導に必 要な役務の供与	330,000千円 H19.3.31まで	H18.8.17 ネービー ボーで (同日)	日本側 小田野展丈在ミヤ ンマー大使 ミャンマー側 ソー・ター ミャンマー側 経済開発大臣	H18.8.29 516号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。